

組織再編等に伴う常任委員会等の見直し（案）

1 趣 旨

第1回市会定例会において、「市第97号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正」が予算関係議案として提出され、令和8年3月23日の予算第二特別委員会における採決では、原案可決と決定された。

本議案は、令和8年4月1日からの組織再編・事務移管について提案するものであり、令和8年3月24日の本会議で原案可決となる見込みであるが、これに伴い、横浜市会委員会条例の一部改正を同日中に行うことが必要となることから、これにあわせた常任委員会等の見直しについて検討する。

2 組織再編等の概要

(1) 市民目線の政策実現力の向上

○防災・危機管理統括本部の設置

○グローバル都市戦略の推進に向けた事務移管

・国際局【グローバルネットワーク部門等】⇒ 政策経営局へ移管し、局の名称を

「政策経営・国際戦略局」に変更

・政策経営局【共創推進部門・男女共同参画部門】⇒ 関連局へ移管

○国際平和と多様性を尊重する社会の実現に向けた事務移管

・国際局【総務部門等】、政策経営局【男女共同参画部門】⇒ 市民局へ移管

○未来を創るまちづくりの実現に向けた事務移管

・建築局【都市計画部門】、財政局【公共事業調整部門】⇒ 都市整備局へ移管

・都市整備局【交通政策部門】⇒ 道路局へ移管し、局の名称を「道路・交通政策局」に変更

(2) 持続可能な市政運営の推進

○行財政局の設置

○総務局の機能整理

※上記のほか組織順の一部変更あり

3 常任委員会の見直し

(1) 見直しに当たっての考え方

○詳細かつ効率的に審査を行うため、委員会数は現行どおり8委員会とする。

○組織再編・事務移管の内容を踏まえ、従前の委員会との継続性、各局の所管事項の関連性、各委員会の審査時間の平準化を総合的に勘案し、見直しを行う。

○市会運営委員会申し合わせ・確認事項に基づき、新設される統括本部は、その総務機能を担う局と一緒に審査する。

○令和8年第2回市会定例会において役員改選が行われるまでの間については、変更は最小限とする。

(2) 見直し案

※太字：現行からの変更 / 太字（下線あり）：当該見直しにおける変更

①令和8年4月1日から役員改選まで

現 行	見直し案（役員改選まで）
政策経営・総務・財政	政策経営・国際戦略・行財政・総務
国際・経済・港湾	経済・港湾
市民・にぎわいスポーツ文化・消防	市民・にぎわいスポーツ文化・消防
こども青少年・教育	こども青少年・教育
健康福祉・医療	健康福祉・医療
脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環	脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境
建築・都市整備・道路	都市整備・建築・道路・交通政策
下水道河川・水道・交通	下水道河川・水道・交通

②役員改選以降

見直し案（役員改選以降）
政策経営・国際戦略・行財政・総務
にぎわいスポーツ文化・経済・港湾
市民・資源循環・消防
こども青少年・教育
健康福祉・医療
脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境
都市整備・建築・道路・交通政策
下水道河川・水道・交通

4 予算・決算特別委員会の見直し

(1) 現 行

○市会運営委員会申し合わせ・確認事項

- ・各委員会の局別審査はそれぞれ6日間
- ・局別審査第6日は、予算（決算）第一特別委員会、予算（決算）第二特別委員会の順で同日に局別審査を実施
- ・財政局及び会計室の審査は2委員会を通じて最終日に実施

※運用上、行政委員会等の審査は財政局及び会計室と同一の枠において実施

○局別審査第1日～第5日：5日間×2委員会×2枠（前半・後半）＝20枠

局別審査第6日：1日間×2委員会×1枠＝2枠

⇒計22枠を各局・統括本部の審査に割当

(2) 見直しに当たっての考え方

- 組織再編等による局数の減少を踏まえ、審査の枠数を見直す。(計22枠→計21枠)
- 1局当たりの審査時間を現行どおり(各局半日ずつ)確保する。
- 行政・財政運営面での統括機能を担うこととなる「行財政局」の審査は、会計室の審査とともに2委員会を通じて最終日に実施する。また、行政委員会等については、行財政局及び会計室と同一の枠で審査する運用とする。
- 常任委員会と同様に、新設される統括本部は、その総務機能を担う局と一緒に審査する。

(3) 見直し案

- 各委員会の審査の枠数及び所管局の割振りは次のとおりとし、上記の常任委員会の見直しに合わせて見直しを行う。

※太字：現行からの変更 / 太字(下線あり)：当該見直しにおける変更

	第一委員会	第二委員会
現行	国際、経済、港湾 健康福祉、〔医療、医療局病院経営本部〕 脱炭素・GREEN×EXPO推進、みどり環境、 資源循環 建築、都市整備、道路 計11枠	政策経営、〔総務、デジタル統括本部〕、 〔財政、会計、行政委員会等〕 市民、にぎわいスポーツ文化、消防 こども青少年、教育 下水道河川、水道、交通 計11枠
見直し案 (①令和8年 4月1日から 役員改選まで)	経済、港湾 健康福祉、〔医療、医療局病院経営本部〕 脱炭素・GREEN×EXPO推進、 <u>資源循環</u> 、 みどり環境 <u>都市整備</u> 、建築、 <u>道路・交通政策</u> 計10枠	<u>政策経営・国際戦略</u> 、〔 <u>行財政</u> 、会計、行政委員会等〕、〔 <u>総務</u> 、 <u>防災・危機管理統括本部</u> 〕 市民、にぎわいスポーツ文化、消防 こども青少年、教育 下水道河川、水道、交通 計11枠
見直し案 (②役員改選以降)	<u>にぎわいスポーツ文化</u> 、経済、港湾 健康福祉、〔医療、医療局病院経営本部〕 脱炭素・GREEN×EXPO推進、みどり環境 <u>都市整備</u> 、建築、 <u>道路・交通政策</u> 計10枠	<u>政策経営・国際戦略</u> 、〔 <u>行財政</u> 、会計、行政委員会等〕、〔 <u>総務</u> 、 <u>防災・危機管理統括本部</u> 〕 市民、 <u>資源循環</u> 、消防 こども青少年、教育 下水道河川、水道、交通 計11枠

- 審査日数は、第一委員会：5日(10枠)、第二委員会：5.5日(11枠)とする。
- 第二委員会の局別審査最終日(第6日)の取扱いは次のとおりとする。
 - ・他の審査日と同様に午前10時から開催(終了見込 午後1時～1時30分頃)
 - ・会派持時間は現行の局別審査最終日と同様(会派持時間×1/2(端数切上))

(4) 発言持時間

- 予算・決算特別委員会における非交渉会派及び無所属議員の発言持時間の運用方法は、現行どおり年間持時間制とする。
- 年間持時間を算出する際の審査日数は、下表のとおりとする。(波線部：変更箇所)

		非交渉会派			無所属議員		
		予算	決算	計	予算	決算	計
総合審査		1日	1日	22日	1日	1日	12日
局別審査	第1～5日	10日	10日		5日	5日	
	第6日	<u>1日</u>	<u>1日</u>	<u>2日</u>	※	※	※

【非交渉会派（2人）の年間持時間】

$$[4分 \times 22日] + [2分 \times 2日] = 92分$$

(予算(決算)第一・予算(決算)第二特別委員会合計の持時間)

【無所属議員の年間持時間】

$$[2分 \times 12日] = 24分$$

※予算(決算)第二特別委員会に所属する無所属議員については、年間持時間(24分)に局別審査第6日相当分の持時間(各1分)を加算

【1日の発言持時間の上限】

総合審査・局別審査第1日～第5日：11分 局別審査第6日：6分

5 規定整備

- 上記のとおり常任委員会や予算・決算特別委員会の見直しを行うことに伴い、必要な規定の整備を行う。

(対象：横浜市会委員会条例、市会運営委員会申し合わせ・確認事項)

- 施行日は次のとおりとし、それぞれにおける見直し内容に応じて規定の整備を行う。

(1) 役員改選まで

- ・横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の施行日 (令和8年4月1日)

(2) 役員改選以降

- ・令和8年第2回市会定例会において役員改選を行う日

- 経過措置について、横浜市会委員会条例の附則に規定する。

* [(1) 役員改選までについては] 改正前の委員会における正副委員長・委員は、改正後の委員会の正副委員長・委員に選任されたものとみなす。
 * 継続審査中の事件は、改正後の横浜市会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

横浜市会委員会条例の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政策経営・総務・財政委員会</u> 11人 政策経営局、総務局、デジタル統括本部、<u>財政局</u>、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>国際・経済・港湾委員会</u> 10人 <u>国際局</u>、<u>経済局</u>及び<u>港湾局</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会</u> 11人 市民局、にぎわいスポーツ文化局及び消防局の所管に属する事項</p> <p>(4) <u>こども青少年・教育委員会</u> 11人 こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(5) <u>健康福祉・医療委員会</u> 11人 健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項</p> <p>(6) <u>脱炭素・GREEN×EXPO 推進・みどり環境・資源循環委員会</u> 11人 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、<u>みどり環境局</u>、<u>資源循環局</u>及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) <u>建築・都市整備・道路委員会</u> 11人 <u>建築局</u>、<u>都市整備局</u>及び<u>道路局</u>の所管に属する事項</p> <p>(8) <u>下水道河川・水道・交通委員会</u> 10人 下水道河川局、水道局及び交通局の所管</p>	<p>（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会</u> 11人 政策経営・<u>国際戦略局</u>、<u>行財政局</u>、<u>総務局</u>、<u>防災・危機管理統括本部</u>、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>経済・港湾委員会</u> 10人 経済局及び港湾局の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会</u> 11人 市民局、にぎわいスポーツ文化局及び消防局の所管に属する事項</p> <p>(4) <u>こども青少年・教育委員会</u> 11人 こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(5) <u>健康福祉・医療委員会</u> 11人 健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項</p> <p>(6) <u>脱炭素・GREEN×EXPO 推進・資源循環・みどり環境委員会</u> 11人 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、<u>資源循環局</u>、<u>みどり環境局</u>及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) <u>都市整備・建築・道路・交通政策委員会</u> 11人 <u>都市整備局</u>、<u>建築局</u>及び<u>道路・交通政策局</u>の所管に属する事項</p> <p>(8) <u>下水道河川・水道・交通委員会</u> 10人 下水道河川局、水道局及び交通局の所管</p>

<p>に属する事項</p>	<p>に属する事項</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1. <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2. <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。</u></p> <table border="1" data-bbox="858 898 1422 1384"> <tr> <td>政策経営・総務・財政委員会</td> <td>政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会</td> </tr> <tr> <td>国際・経済・港湾委員会</td> <td>経済・港湾委員会</td> </tr> <tr> <td>脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会</td> <td>脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会</td> </tr> <tr> <td>建築・都市整備・道路委員会</td> <td>都市整備・建築・道路・交通政策委員会</td> </tr> </table> <p>3. <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。</u></p>	政策経営・総務・財政委員会	政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会	国際・経済・港湾委員会	経済・港湾委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会	建築・都市整備・道路委員会	都市整備・建築・道路・交通政策委員会
政策経営・総務・財政委員会	政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会								
国際・経済・港湾委員会	経済・港湾委員会								
脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会								
建築・都市整備・道路委員会	都市整備・建築・道路・交通政策委員会								

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正案
<p data-bbox="204 432 504 465"><u>予算・決算特別委員会</u></p> <p data-bbox="212 479 799 551">1 予算・決算特別委員会における所管局について</p> <p data-bbox="236 566 799 689">予算・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="252 703 395 736">（委員会名）</p> <p data-bbox="236 750 799 920">予算（決算）第一特別委員会：<u>国際、経済、港湾、健康福祉、医療、医療局病院経営本部、脱炭素・GREEN×EXPO推進、みどり環境、資源循環、建築、都市整備、道路</u></p> <p data-bbox="236 934 799 1189">予算（決算）第二特別委員会：<u>政策経営、総務、デジタル統括本部、財政、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、にぎわいスポーツ文化、消防、子ども青少年、教育委員会、下水道河川、水道、交通</u></p> <p data-bbox="212 1247 799 1321">4 各委員会における発言時間の持時間について（1日当たり）</p> <p data-bbox="264 1335 355 1368"><u>別紙2</u></p> <p data-bbox="212 1426 528 1460">7 委員会審査について</p> <p data-bbox="236 1473 799 1547">委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p data-bbox="236 1561 395 1594">(1) （省略）</p> <p data-bbox="236 1608 528 1641">(2) 局別審査について</p> <p data-bbox="264 1655 799 1910">ア 各委員会の局別審査は、<u>それぞれ6日間とし、その日程は各委員会均等となるように交互に実施する。ただし、第6日は、予算（決算）第一特別委員会、予算（決算）第二特別委員会の順で同日に局別審査を実施する。</u></p> <p data-bbox="264 1968 424 2002">イ （省略）</p>	<p data-bbox="829 432 1129 465"><u>予算・決算特別委員会</u></p> <p data-bbox="837 479 1422 551">1 予算・決算特別委員会における所管局について</p> <p data-bbox="861 566 1422 689">予算・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="877 703 1021 736">（委員会名）</p> <p data-bbox="861 750 1422 920">予算（決算）第一特別委員会：<u>経済、港湾、健康福祉、医療、医療局病院経営本部、脱炭素・GREEN×EXPO推進、資源循環、みどり環境、都市整備、建築、道路・交通政策</u></p> <p data-bbox="861 934 1422 1189">予算（決算）第二特別委員会：<u>政策経営・国際戦略、行財政、総務、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、にぎわいスポーツ文化、消防、子ども青少年、教育委員会、下水道河川、水道、交通</u></p> <p data-bbox="837 1247 1422 1321">4 各委員会における発言時間の持時間について（1日当たり）</p> <p data-bbox="882 1335 973 1368"><u>別紙2</u></p> <p data-bbox="837 1426 1153 1460">7 委員会審査について</p> <p data-bbox="861 1473 1422 1547">委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p data-bbox="861 1561 1021 1594">(1) （省略）</p> <p data-bbox="861 1608 1153 1641">(2) 局別審査について</p> <p data-bbox="890 1655 1422 1955">ア 各委員会の局別審査は、<u>予算（決算）第一特別委員会を5日間、予算（決算）第二特別委員会を6日間実施することとし、局別審査の第1日から第5日の日程は、予算（決算）第一特別委員会と予算（決算）第二特別委員会が交互となるようにする。</u></p> <p data-bbox="890 1968 1050 2002">イ （省略）</p>

ウ 財政局及び会計室の審査は2委員会 を通じて最終日に実施する。	ウ 行財政局及び会計室の審査は2委員 会を通じて最終日に実施する。
-------------------------------------	--------------------------------------

※上記の一部改正は令和8年4月1日から適用する。

別紙2

特別委員会における発言時間の持時間制

予算・決算特別委員会における各委員会での発言時間（答弁時間を除く。）は、下記の表のとおり総合審査及び局別審査1日単位の会派（無所属を含む。以下この項において同じ。）持時間制による。

会派持時間	現在会派所属議員数を基に算出した会派持時間																																																																																									
会議時間：435分 休憩時間：90分 審議時間：345分 発言充当時間：190分 （質問：答弁＝55：45） 各会派の持時間は、会派所属議員数を基に比例案分した時間とする。	<p>○算定方法（1委員会当たり）</p> $\text{（発言充当時間）} \div \frac{\text{（現在議員数）}}{2} = \text{（1人当たりの持時間）}$ $190分 \div \frac{86}{2} = 4.42分$ $4.42分 \times \text{会派人数} \div 2 \text{委員会} = \text{会派持時間}$ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会派 （議員数）</th> <th>自民 (32)</th> <th>公明 (15)</th> <th>立憲 (12)</th> <th>維新 (7)</th> <th>国民 (6)</th> <th>共産 (5)</th> <th>横浜 (2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">持 時 間</td> <td>総合審査</td> <td rowspan="2">71</td> <td rowspan="2">33</td> <td rowspan="2">27</td> <td rowspan="2">15</td> <td rowspan="2">13</td> <td rowspan="2">11</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>局別審査 第1～5日</td> </tr> <tr> <td>第6日</td> <td>36</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位：分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>太田 (1)</th> <th>井上 (1)</th> <th>市民 (1)</th> <th>無 (1)</th> <th>浜風 (1)</th> <th>長え (1)</th> <th>トモ (1)</th> <th>計 (86)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table> <p>非交渉会派及び無所属議員の予算・決算特別委員会における発言時間の持時間については、第2回定例会から翌年の第1回定例会までにおける予算・決算特別委員会の総合審査及び局別審査の発言時間の持時間を合計した時間を年間持時間とする。ただし、1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間※を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間のうち、発言を行った後に生じた残時間については、繰り越さない。</p> <p>なお、非交渉会派の局別審査における持時間は、年間持時間（残時間）から、総合審査で申告した（する）時間を除いた時間の半分（端数切り捨て）を、予算（決算）第一特別委員会及び予算（決算）第二特別委員会における持時間とする。また、局別審査後の残時間の合計及び端数切り捨てとした場合の端数を合わせた時間を、年間持時間の残時間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">審査日数</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">非交渉会派</th> <th colspan="3">無所属議員</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>決算</th> <th>計</th> <th>予算</th> <th>決算</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合審査</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td rowspan="2">22日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td rowspan="2">12日</td> </tr> <tr> <td>局別審査 第1～5日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>2日</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>非交渉会派(2人)の年間持時間</td> <td>(4分×22日) + (2分×2日) = 92分 [予算(決算)第一・予算(決算)第二特別委員会合計の持時間]</td> </tr> <tr> <td>無所属議員の年間持時間</td> <td>(2分×12日) = 24分 *予算(決算)第二特別委員会に所属する場合、年間持時間に局別審査第6日相当分の持時間(各1分)を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1日の発言時間の上限 総合審査・局別審査第1～5日：11分 局別審査第6日：6分</p>	会派 （議員数）		自民 (32)	公明 (15)	立憲 (12)	維新 (7)	国民 (6)	共産 (5)	横浜 (2)	持 時 間	総合審査	71	33	27	15	13	11	4	局別審査 第1～5日	第6日	36	17	14	8	7	6	2	太田 (1)	井上 (1)	市民 (1)	無 (1)	浜風 (1)	長え (1)	トモ (1)	計 (86)	2	2	2	2	2	2	2	188	1	1	1	1	1	1	1	97	審査日数		非交渉会派			無所属議員			予算	決算	計	予算	決算	計	総合審査	1日	1日	22日	1日	1日	12日	局別審査 第1～5日	10日	10日	5日	5日		第6日	1日	1日	2日	*	*	*	非交渉会派(2人)の年間持時間	(4分×22日) + (2分×2日) = 92分 [予算(決算)第一・予算(決算)第二特別委員会合計の持時間]	無所属議員の年間持時間	(2分×12日) = 24分 *予算(決算)第二特別委員会に所属する場合、年間持時間に局別審査第6日相当分の持時間(各1分)を加算
会派 （議員数）		自民 (32)	公明 (15)	立憲 (12)	維新 (7)	国民 (6)	共産 (5)	横浜 (2)																																																																																		
持 時 間	総合審査	71	33	27	15	13	11	4																																																																																		
	局別審査 第1～5日																																																																																									
	第6日	36	17	14	8	7	6	2																																																																																		
太田 (1)	井上 (1)	市民 (1)	無 (1)	浜風 (1)	長え (1)	トモ (1)	計 (86)																																																																																			
2	2	2	2	2	2	2	188																																																																																			
1	1	1	1	1	1	1	97																																																																																			
審査日数		非交渉会派			無所属議員																																																																																					
		予算	決算	計	予算	決算	計																																																																																			
	総合審査	1日	1日	22日	1日	1日	12日																																																																																			
局別審査 第1～5日	10日	10日	5日		5日																																																																																					
	第6日	1日	1日	2日	*	*	*																																																																																			
非交渉会派(2人)の年間持時間	(4分×22日) + (2分×2日) = 92分 [予算(決算)第一・予算(決算)第二特別委員会合計の持時間]																																																																																									
無所属議員の年間持時間	(2分×12日) = 24分 *予算(決算)第二特別委員会に所属する場合、年間持時間に局別審査第6日相当分の持時間(各1分)を加算																																																																																									